協定項目 24 各種事務事業の取扱い (生活関係)	関係項目 掲示板(広報板)設置等事務	
調整の内容 当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に	こ新市において調整する。	
現	況	調整の具体的内容
堺市	美 原 町	神 走 の 英 体 い り 台
名称:町内会掲示板設置費助成	名称:美原町広報板保守管理事務	堺市においては、社会福祉協議会から
内容:	内容:町内に約 120 基設置してある美原町広報板の、	各校区福祉委員会に掲示板を寄贈する
毎年掲示板の1校区1箇所の設置を進める。(新設及び老	新設・移設・製作・更新・撤去等を行う。	ことにより、校区単位の広報活動の活性
朽化による交換)事業主体は堺市社会福祉協議会。		化を図っているが、美原町においては、
掲示板設置費の 100 分の 80 以内とし、かつ 1 基につき	<b>久</b> 秒,它却长担二物或从於印事效	広報板を町で設置及び管理し、掲示物の
37,000円を限度とする。	名称:広報板掲示物受付検印事務 内容:	受付検印事務を行っている。
37,000円×90基	│   內台: │  町管理の「美原町広報板」が町内全域に約 120 基設置さ	このことは自治会関係団体の統合等
	可目達の「美原可仏報似」が可内主域に約120季故直で   れている。	に密接に関わってくるものである。
	1000000   広報板の使用目的としては町行政情報や公共性の高い情	これらに配慮しながら、新市において
	報を住民にお知らせすることである。	早急に調整し、5年を目途として一体性 の確保を図る。
	具体の事務内容としてはこれら掲示物の受付検印事務で	の唯体を囚る。
	ある。	
	その際、当該目的に合致しないもの(営利目的・宗教関	
	係・特定の政党関係等)については一定の基準に従い許可	
	検印しないこととしている。	
	•	

	関係項目  地区配布事務	
調整の内容 当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新	新市において調整する。	
現	況	調整の具体的内容
堺市	美 原 町	神 走 の 英 体 い パ 台
名称:チラシ等回覧依頼事務	名称:地区配布事務	美原町における文書連絡事務交付金
内容:	内容:	については、平成15年度より廃止さ
広報さかいの配布については、委託により全戸配布して	広報みはら等の町関係文書を毎月第1金曜日に各地区の	れ、委託により広報みはらをはじめチラ
いる。	区長宅、もしくは区長の指定する場所へ配布し、区長を通	シは全戸に配布されている。また、回覧
自治会等加入世帯に対するチラシ等の回覧依頼についてし	じて地区内の各世帯へ配布する。	は行われていない。
は、堺市自治連合協議会を通じ、各単位自治会加入世帯に	文書連絡事務交付金区長を通じ地区において各世帯へ	広報紙については、現状、同様の事務
回覧してもらうよう依頼している。   広	公報等を配布してもらうことに対する交付金	となっているが、チラシ等については取
	世帯割 1世帯につき 年額220円(10月1日現在	り扱いが異なっている状況である。
	の世帯数)	したがって、合併後の状況により新市
	均等割 1地区につき 年額30,000円	において早急に調整し、5年を目途とし
年	平度内最終支払日の3月25日に交付	て一体性の確保を図る。
	上記文書連絡事務交付金については、平成15年度から	
	発止され、21地区についてシルバー人材センターへ委託	
	されており、それ以外の5地区については、地区へ同様の	
	内容で委託されている。	

協定項目	24 各種事務事業	きの取扱い (	(生活関係)	関係項目	字界防犯划	丁事務				
調整の内容	当面は美原町制度	度を存続し、	5年を目途に新	市において調整す	てる。					
	-		現	況					国 敕 の	具体的内容
	堺	市			美	原	町		神 電 の	
名内容:				内容: 地区間協議が 区長から設置・ を設置・維持 工事費 370,000 F 字界防犯灯の 町不成15 電気代・	防犯灯事務 「困難な字界 望書を提出 理を行う。 円	に防犯 しても 年10 の円	別を設置すらい、町に	る。両地区のおいて防犯灯		

協定項目 24 各種事務事業	業の取扱い (生活関係)	関係項目 防犯委員会		
調整の内容 当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。				
332000	то	70		
18		况	調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 名称:登美丘地区防犯委員:	<u> </u>	美原町防犯委員会 三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	まし 敬宛 異答 山 不 活動 オス 思 山 砕 初	
	云 の1つの組織。黒山警察署管	石砂・美原可防犯安員会   目的:黒山防犯協議会の中の1つの組織。黒山警察署管	黒山警察署管内で活動する黒山防犯 協議会の地域組織として2つの防犯委員	
	の「Jの組織。黒山言宗者自 、各種犯罪の予防、少年の非		協議会の地域組織として2000円化安員	
	、 百種記事の予防、シヰの非 に推進し、犯罪のない明るい		補助団体として、両団体が統合されるこ	
町の実現を図っている。		い町の実現を図っている。	とが望ましいが、統合はそれぞれの団体	
(事務局) 東支所 地域	振興課	(事務局) 美原町 自治文化課	内の意向によるところが大きい。	
支援内容:補助金支出	SIEVE - TELL	支援内容:交付金支出(定額)	補助金額については、新市において早	
根拠:堺市防犯事業補助:	金交付要綱	根拠:美原町補助金等交付規則	急に検討し、経過措置を設け5年を目途	
平成 15 年度 1,115,0	000 円	平成 15 年度 1,355,000 円	として、他地域への補助額との整合を図	
(人口 41,591)		(人口 38,853)	る。	
(4)の敵魔器祭中の欧初日は詳	마소			
他の警察署管内の防犯団体補   平成 15 年度	即壶			
	149,143) 2,124,000 円			
	243,669) 2,853,000 円			
	201,344) 2,400,000 円			
*	163,151) 2,189,000円			
3371013351335	,,			

協定項目 24 各種事務事業の取扱い (生活関係)	関係項目 青少年指導員活動支援事業	
調整の内容 当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に	こ新市において調整する。	
現	況	調整の具体的内容
堺市	美 原 町	この ま の み 体 に り 合
名称:青少年指導員地域活動事業	名称: 美原町青少年指導員会事務局	両市町における青少年指導員制度や
内容:小学校区、支所区域及び全市的な青少年指導員活	青少年指導員夜間啓発活動	実施事業の相違点については、5年を目
動に対し補助金を交付し、地域が一体となった青	青少年健全育成啓発	途とした経過措置を設けて堺市制度に
少年の非行防止や育成活動等の促進を図る。	内容: 青少年のグループ活動の育成及び促進 / 青少年	統合する。
校区活動及び協議会活動の中で、自主的に巡回指	の余暇活動についての助言及び指導/青少年に	ただし、青少年指導員の組織について
導や啓発活動などが実施されている。	対する各種相談 / 青少年の諸活動についての指	は合併時に堺市青少年指導員連絡協議
	導及び協力/青少年の非行防止 など	会に一本化する。
美原町との主な相違点	町内を3地域に分け、広報車3台で巡回する。	
・青少年指導員は、各小学校区自治連合会からの推薦に基	毎月5日(1月・5月は20日)に実施する。	
づき、市長から選任されている有志のボランティアであ	美原町青少年指導員会が各団体の協力を得なが	
る。 - エポルを存成が開発した。 2.2.2.1 (カー光体を開	ら、町内各所において物品の配付を行い青少年	
平成15年度指導員数約1,300人(各小学校区概	の健全育成に関する啓発を実施する	
ね10人以上、90小学校区)		
・個人に対する報酬・報償金は支給していない。	堺市との主な相違点 まい矢投道品は、北党教職品は1.75000円から希唱されて	
・堺市青少年指導員連絡協議会は、各小学校区青少年指導	・青少年指導員は、非常勤職員として町長から委嘱されて	
員会(90校区)の校区幹事で構成されている。 ・小学校区活動事業及び協議会事業に対して補助金を交付	いる。自治会からの推薦は行われていない。	
	平成15年度指導員数28人(定数35名)	
している。	・個人に対し報酬・夜間啓発活動報償金を支給している。 ・町の区域全体で青少年指導員会が組織されており、小学	
	での区域主体で再グー指導員会が組織されてのり、小子一校区単位(6校区)での組織はない。	
	・町の区域全体における直接執行事業が実施されている。	
	MJ VIC M 工 件にいける且IX Mil 手未げ大肥 C11 Cいる。	

協定項目 24 各種事務事業の取扱い (生活関係)	関係項目	1 地域環境実態調査
調整の内容 当面は現行の制度を存続し、5年を目途に新	市において調整す	する。
現	況	調整の具体的内容
堺市		美原町 電の資本的内容
名称:地域環境実態調査	名称:	大阪府が実施する青少年社会環境実
内容: 青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の	内容:	態調査との調整を図りながら、5年を目
健全な心身の発達を守るため、市内全域の地域環		途とした経過措置を設け、新市において
境を把握し、実情に即した環境浄化運動を推進す		に、独自の調査は実施していないが、平成15   一本化する。
ることを目的として、堺市青少年指導員連絡協議		)「青少年社会環境実態調査員設置要綱」に基
会との委託契約により、毎年7月(平成15年度		実施している。
は8月)及び11月に各小学校区ごとの地域環境		
実態調査及び大阪府青少年健全育成条例の普及啓		
発活動を実施している。		
府条例に基づいた有害図書類の陳列状況や自動		
販売機等の設置状況に、市独自の調査対象及び調		
査内容を加えた調査を実施している。 ************************************		
なお、校区幹事は、平成15年度から「大阪府		
青少年社会環境実態調査員(ボランティア)」とし		
ても委嘱され、府の設置要綱に基づいた調査も実		
施している。		

協定項目	0.4 夕纸声双声光	- ₩17+121 V	(井江則反)	関係項目 コミュニティセンター運営事務	
励止垻日	24 各種事務事業		(生活関係)		
調整の内容	堺市に同様の施設 	役・事務はな	く、その運営にて	Oいて新市において引き続き検討し、5年を目途として他の施設	との整合を図る。
	•		現	況	 調 整 の 具 体 的 内 容
	堺	市		美 原 町	調整の具体的内台
名内容:				名称:コミュニティセンター運営事務内容: さつき野東1・6・5に設置したコミュニティセンターの管理事務 さつき野コミュニティセンター運営協議会は、住民が効率的かつ円滑にセンターを利用できるよう、美原町よりセンターの管理運営を受託し、地域住民相互の親睦と交流を深めるために成立された。 さつき野地区内の区長及び老人会、各丁目の自治会の代表者で構成する団体で主にセンターの管理を行っている。さつき野コミュニティセンター管理運営委託事業720,000円 さつき野コミュニティセンター機械警備委託事業420,120円	

### 堺市・美原町合併協議会の調整内容

協定項目 24 各種事務事業の取扱い (生活関係)	関係項目 環境美化活動等協力金	
調整の内容 当面は現行の制度を存続し、5年を目途に新る	<b>たにおいて調整する。</b>	
現		調整の具体的内容
堺市	美 原 町	一 調 愛 の 其 体 的 内 谷
名称:環境美化活動等協力金		堺市のみにある事業であり、自治会関係
内容:		団体に関わるものでもある。
校区自治連合会が行う環境美化活動及び環境美化啓発活		新市において早急に調整し、5年を目途
動並びに粗大ごみ処理券の販売協力に対し、環境美化活動		として一体性の確保を図る。
等協力金を交付する。		
・環境美化活動に係る協力金 環境美化活動を年2回以上実施した校区自治連合会に対し交付。 30円×加入世帯数+30,000円×90校区 ・処理券に係る協力金 処理券の販売協力を実施した校区自治連合会に対し交付。 40円×処理券販売枚数		

協定項目 18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目 自治会活動助成	
調整の内容 当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に	こ新市において調整する。	
現	況	調整の具体的内容
堺市	美 原 町	調金の其本的内合
名称:堺市自治会活動推進補助金	名称:美原町区長会補助金	両市町の団体とも、それぞれの歴史を
内容:	内容:	もち、行政との関連においてもそれぞれ
昭和31年全市的に組織化された新生活運動に始まり、	区長設置規則に基づいて各地区から選出され委嘱してい	経過があるものである。
昭和51年9月堺市自治連合協議会と改称した。平成12	る区長で構成される団体で、区長相互の連絡を密にし、町	堺市が主に小学校区単位で施策展開
年4月堺市が6支所体制を確立したことに伴い、区域自治	行政事務の円滑な推進を図り、もって住民福祉の向上に寄	している一方、美原町は「地区」を対象
連合協議会をそれぞれの区域ごとに組織した。補助金は、	与することを目的として活動しており、その活動資金の一	としており、区長及び区長会の取扱い等
加入世帯により異なるが 1 校区自治連合会当たり約 100 万	部を補助するもの。	については相当期間の検討が必要であ
円となり、校区自治連合会傘下の各種団体への活動補助や		る。
校区自治連合会行事に充てている。	区長の職務	合併後、両団体が統合され新市として
	町が行う各種業務の協力及び援助に関すること。	同一の施策を展開することが望ましい
自治連合協議会活動補助金	地区住民の要望・意見等のとりまとめ	が、統合についてはそれぞれの団体内の
20 円×年度当初世帯数 + 10,000 円×90 校区	地区全体の問題についての町との連絡調整に関す	意向によるところが大きい。
よ こういさ A A M 型 M A	ること	また、両市町の当該団体に対する施策
校区自治連合会活動補助金	前各号に掲げるほか、町長が必要と認めること	内容や経過等に大きく隔たりがあるの
校区自治連合会の財政基盤の確立のため、加入世帯		で、それらに配慮しながら新市において
数に応じて毎年6月に活動補助金を交付する。	区長報酬 区長会補助金	早急に検討し、5年を目途として一体性
   310 円×校区自治連合会組織世帯数	180,000 円/年×26 人 1,560,000 円	の確保を図る。
+ 280,000 円×90 校区	   区長会事業	
+ 200,000 □ x 90 1X E		
	秘女、汉其女、训修女、碑次女	
	ı	

協定項目 18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目 防犯灯維持管理助成	
調整の内容 当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途1	こ新市において調整する。	
現	況	調整の具体的内容
堺市	美 原 町	調整の具体的内台
堺 市 名称:防犯灯設置・防犯灯電気料金補助 内容: 各防犯協議会等を通して市内90校区の自治連合会に対 し年間450灯の設置補助を実施する。1灯当たり、設置 費の半額で、7,000円を限度とする。 7,000円×90校区×5灯 電気料金は関西電力(株)の規定する公衆街路灯(A)電気 料金区分の1/4(4、5、6月分)を防犯灯を維持管理 している団体(公共団体を除く。)及び個人に対し補助する。	美原町 名称:防犯灯維持管理費補助金事務内容: ・設置及び改修(地区振興補助金交付要綱)設置電柱等共架…事業費の2/3(補助金限度額12千円)独立…事業費の1/2(補助金限度額5万円)全面改修電柱等共架…事業費の1/2(補助金限度額5千円)独立…事業費の1/2(補助金限度額5千円)・電気料金(防犯灯維持管理費補助金交付規則)・電気料金(防犯灯維持管理費補助金交付規則)・電気料金(防犯灯維持管理費補助金交付規則)・電気料金(防犯灯維持管理費補助金交付規則)・電気料金(防犯灯維持管理費補助金交付規則)・電気料金(防犯灯維持管理費補助金交付規則)・電気料金(防犯灯維持管理費補助金交付規則)・電気料金(防犯灯について助成。なりであるであるでは、関西電力と公衆街路灯として契約しており、かつ防犯を目的に公共の用に供している防犯灯について助成。4月1日の灯数を基準とし、基準月(燃料費調整制度により3ヶ月ごとに電気代に増減があるため、1年間の平均を算出し、その直近下位の月を基準月とする。)の電気代に	両市町の施策内容、経過に大きく隔たりがあり、住民生活に密接に関わる事項でもある。 それらに配慮しながら新市において早急に調整し、5年を目途として一体性の確保を図る。
	1 2 を乗ずる。 ただし、1 灯につき 6 0 Wを限度とする。 助成対象は 2 6 地区及び町長が必要と認める団体(商店 街等)	

協定項目 16 使用料・手数料の取扱い	関係項目 地緣団体証明手数料	
調整の内容 堺市制度で実施。		
	況	
		調整の具体的内容
堺市	美 原 町	
名称:戸籍法関係手数料等	名称:戸籍法関係手数料等	堺市制度で実施。
内容:請求者に対し次の証明書を発行し、手数料を徴収	内容:請求者に対し次の証明書を発行し、手数料を徴収	
している。	している。	
認可地緣団体証明書 1通 200円	定めのない事項を証明する場合の手数料	
認可地緣団体印鑑登録証明書 1通 250円	1通 200円	
国又は地方公共団体等からの請求は、堺市手数料条例施		
国又は地方公共団体等からの請求は、堺市手数料条例施行規則により減額又は免除している。		

協定項目 17 公共的団体等の取扱い	関係項目 献血推進事業			
調整の内容 当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。				
現	調整の具体的内容			
堺市	美 原 町	これ から は は は は は は は は は は は は は は は は は は		
名称: 堺市献血推進協議会目的: 社会全体の輸血用血液の確保に協力し、市民及びその家族に必要な輸血を円滑に行う。内容: 地域献血運動の協力依頼及び献血思想の普及。街頭広報活動をはじめとする献血 PR 活動の実施。献血協力依頼のバナー、横断幕表示(7月、12月)市内主要駅頭で啓発用グッズの配布(7月、12月それぞれ3箇所ずつ)	名称:美原町献血推進協議会目的:献血思想の普及並びにその推進を図ることを目的とする。 内容: 美原町献血推進協議会を通じて、町内献血会場への協力依頼、実施、献血思想の普及向上のための啓発活動、献血協力者への処遇の実施、献血推進協議会への町補助金の交付事務及び府補助金の交付事務を行う。 献血の実施(役場、黒山警察署、オージョイフル、年各2回) 献血者への粗品配布等、処遇の実施企業献血への協賛(粗品提供) 献血思想の普及向上のための啓発活動(広報活動、 講演会) 献血推進協議会総会の実施	両市町とも、ほぼ事業内容は同様であるが、事業実施母体である献血推進協議会の組織構成に違いがある。 堺市においては、校区自治連合会を中心に協議会が組織されているが、美原町では地区の婦人会、医師会等の団体を含めた形で組織されている。 このことは、合併後の自治会関係団体等の組織に大きく関連してくるものと考えられる。 したがって、このことを踏まえて合併後5年を目途に協議会の組織構成について調整し、一体性の確保を図る。		

協定項目 17 公共的団体等の取扱い	関係項目 日赤関係事務			
調整の内容 当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。				
現 況				
堺市		調整の具体的内容		
名称:日本赤十字社大阪府支部堺市地区	名称:日本赤十字社大阪府支部美原町分区	堺市においては、校区自治連合会で奉		
目的:博愛人道の精神により設立された赤十字事業を 推進する。	目的:日本赤十字社が実施する赤十字事業を推進する。 内容:	仕団が組織されているが、美原町では地   区の婦人会で組織されている。		
内容:	社資募集事務をはじめ、災害時には災害見舞金の交付	また、地区、分区からの協力団体に対		
社資募集事務をはじめ、日赤大阪府支部の要請により、 堺市地区として日赤事業を行う。各支所地域振興課が	及び用品の支給、分区の運営に係る事務を行う。	する交付金の額にも差があり、協力団体		
各区域の事務局として事務を行う。		組織に大きく関連してくるものと考え		
社資募集事務用品の区分け、配送。 事務長の候補者選考及び就任依頼。		られる。 したがって、このことを踏まえて合併		
災害見舞金の交付及び用品の支給。		後5年を目途に協力団体の組織構成に		
		ついて調整し、一体性の確保を図る。		

協定項目 17 公共的団体等の取扱い	関係項目 青少年指導員連絡協議会		
調整の内容 当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。			
現	況	調整の具体的内容	
堺市	美 原 町	間をの女体の背	
名称:堺市青少年指導員連絡協議会	名称:美原町青少年指導員会	町の区域全体の代表者を構成員とす	
内容: 各小学校区青少年指導員会(90校区)の校区	内容: 町長から委嘱を受けた指導員が、青少年の健全	るよう規約を改正し、合併と同時に同じ	
幹事で構成されている。	育成を目的とし、相互に密接に連絡し協力する。	協議会を組織する。	
青少年指導員相互の連絡調整を図り、また青少年が満に関する発展的の研究的様々ない。	小学校区単位(6校区)での組織はない。	ただし、青少年指導員制度や実施事業	
年指導に関する諸問題の研究協議を行い、もって 地域における青少年健全育成活動を円滑かつ、効		の相違点については、5年を目途とした	
地域にのける育少年健主育成活動を口滑がり、効果的に推進する。		経過措置を設け、新市において制度の一     本化を図る。	
未印に推進する。		平して囚る。	
青少年指導員制度の美原町との主な相違点	青少年指導員制度の堺市との主な相違点		
・青少年指導員は、各小学校区自治連合会からの推薦に基	・青少年指導員は、非常勤職員として町長から委嘱されて		
づき、市長から選任されている有志のボランティアであ	いる。自治会からの推薦は行われていない。		
<b>ర</b> ం			
平成15年度指導員数約1,300人(各小学校区概	平成15年度指導員数28人(定数35名)		
ね10人以上、90小学校区)	(タートサーセ型) 本田的変活動却(巻入ナナ)がしていて		
・個人に対する報酬・報償金は支給していない。	・個人に対し報酬・夜間啓発活動報償金を支給している。		
・小学校区活動事業及び協議会事業に対して補助金を交付している。	・町の区域全体における直接執行事業が実施されている。		
O CVISO			

協定項目 24 各種事務事業の取扱い (生活関係)	関係項目 堺市安全まちづくり会議	
調整の内容 堺市制度で実施。		
現	细数の目は如中容	
堺市	美 原 町	調整の具体的内容
堺 市 名称: 堺市安全まちづくり会議 目的: 堺市民の安全の推進に関する条例第3条に規定する基本理念に従い、市民の安全の推進に必要な施策を実施するに当たり、関係行政機関及び関係団体と緊密な連携のもと、条例の効果的な運用を図る。構成: 各防犯協議会、防犯委員会会長 堺市自治連合協議会、女性団体、商工会議所など 各種団体 堺市議会議員 大学教授 関係行政機関の職員 警察署長(堺北、堺東、堺南、泉北、黒山署)~5人 堺市高石市消防組合消防長 堺市職員	名称:大阪府黒山警察署安全なまちづくり推進協議会 目的:市、町、警察、市民、町民、民間団体等の代表者 が一体となって、地域に密着した安全なまちづくり事業を	堺市組織に統合の方向。 安全なまちづくりを推進する目的は同一であり、構成メンバー(民間団体、警察、行政の代表)も重複している。 合併と同時に堺市安全なまちづくり会議に統合する。

#### 事務事業

	事務	事 業 名		調 整 方 針
協定項目	堺市	美原町	協議·調整区分	調整の内容
	校区自治連合会法人化助		堺市制度で実施	堺市制度で実施
い (生活関係)	成			
	安全なまちづくり推進事業	安全なまちづくり推進事業	堺市制度で実施	堺市制度で実施
い (生活関係)				
24 各種事務事業の取扱		青少年健全育成事業(夏	その他	当面は美原町制度を存続し、5年を目途に新市にお
い (生活関係)		期ふれあいキャンプ)		いて調整する。
24 各種事務事業の取扱	大阪府青少年指導員連絡		堺市制度で実施	堺市制度で実施
い (生活関係)	協議会	協議会		
	泉北ブロック青少年指導員	南河内青少年指導員連絡	堺市制度で実施	堺市制度で実施
い (生活関係)	連絡協議会	協議会		
24 各種事務事業の取扱	大阪府青少年指導員連絡	大阪府青少年指導員連絡	堺市制度で実施	堺市制度で実施
		協議会研修会		
	泉北ブロック青少年指導員		堺市制度で実施	堺市制度で実施
い (生活関係)	連絡協議会研修会	協議会研修会		

#### 専門部会名 生活·人権専門部会 様式1.xls

	事務	事業名		調整方針
協定項目	堺市	美原町	協議·調整区分	調整の内容
18 補助金·交付金等の 取扱い	校区自治連合会法人化補 助金		堺市制度で実施	堺市制度で実施
取扱い	大阪府青少年指導員連絡 協議会分担金	協議会負担金	堺市制度で実施	堺市制度で実施
18 補助金·交付金等の 取扱い		協議会負担金	廃止	合併により一本化される泉北ブロック青少年指導員 連絡協議会では、各市町からの負担金は徴収してい ない。
取扱い	大阪府青少年指導員連絡 協議会研修会負担金	協議会研修会負担金	堺市制度で実施	堺市制度で実施
18 補助金·交付金等の 取扱い		南河内青少年指導員連絡 協議会研修会負担金	廃止	合併により一本化される泉北ブロック青少年指導員 連絡協議会では、各市町からの負担金は徴収してい ない。

#### 関係団体、組織等

#### 専門部会名 生活·人権専門部会 様式1.xls

	事務	事 業 名		調 整 方 針
協定項目	堺市	美原町	協議·調整区分	調整の内容
17 公共的団体等の取 扱い		大阪府青少年指導員連絡 協議会	堺市制度で実施	堺市制度で実施
17 公共的団体等の取 扱い		南河内ブロック青少年指導 員連絡協議会	堺市制度で実施	堺市制度で実施